

令和 6 年度

総務教育常任委員会会議録

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和6年度

総務教育常任委員会

令和6年11月26日（火曜日）第1号

◎案件

(1) 所管事務調査について

- ・調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について
- ・調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定について

◎出席委員（6名）

委員長	藤山大	副委員長	熊野茂夫
委員	杉村志朗	委員	木村隆
委員	平野隆雄	委員	溝部幸基

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（3名）

議員	佐藤孝男	議員	小鹿昭義
議員	平沼昌平		

◎出席説明員

町長	鳴海清春	総務課長	小鹿浩二
企画課長	村田洋臣	総務課長補佐	阿部孝憲
企画係長	福井理央		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
会計年度任用職員	熊谷治子		

○委員長（藤山大）

おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は2件であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長のあいさつを行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、総務教育常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の調査事件につきましては、津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について、及び定住促進住宅管理条例の制定についてとなっております。

まず、調査事件7の津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定についてですが、国は、令和2年4月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを公表しており、当町においても大きな津波が想定されてございます。

町ではこのような状況を踏まえ、現在、津波避難対策計画及び津波避難対策緊急事業計画の策定に向けた基礎調査を行っております。

今後、基礎調査を基に各地域の実情に応じた施設整備に向けた当計画を策定することとなります。本日は調査状況等を報告させていただきますので、予めご理解をお願いするものでございます。

次に、調査事件8の定住促進住宅管理条例の制定についてですが、先の常任委員会の現地調査において完成した定住促進住宅をご覧いただいたところですが、来年度の入居に向けて定住促進住宅管理条例を整理いたしましたので、ご意見をいただき成案に向けた作業を加速し、入居準備を進めてまいりたいと考えてございますので、多様なご意見をよろしくをお願いいたします。

このあと、担当者から資料の内容を詳しく説明をいたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、総務教育常任委員会の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤山大）

町長のあいさつを終わります。

これより調査事件に入りますが、まず調査の方法について説明を致します。

本日は2件の調査事件がありますが、最初に、調査事件7「津波避難対策・津波避難対策緊急事業計画の策定について」の資料の説明を受け、「不明な点や疑問な点」についての説明に対する質疑を行います。

質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。意見交換終了後、説明員の入れ替えを行い、調査事件8「定住促進住宅管理条例の制定について」を同様に行います。

調査事件8の質疑、意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に調査事件ごとに論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、調査事件7「津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について」の調査に入りますが、あらかじめ調査内容について簡単にご説明いたします。

国は、令和4年5月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改正し、当町は令和4年9月に同措置法の規定に基づく「特別強化地域」に指定されております。

この「特別強化地域」に指定された市町村では、「津波避難対策緊急事業計画」を作成することで、津波等の災害に備えた防災に関する各種避難施設等を整備する際の国の負担割合が嵩上げされることから、町では、令和7年度の「津波避難対策計画」「津波避難対策緊急事業計画」策定に向けた基礎調査を今年度実施しております。

そのような中で、このたび、基礎調査の進捗状況等について資料が示されましたので、本日はその内容を調査するものです。

それでは、調査事件7「津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について」を議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、資料の3ページをお開きください。

調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について。

1、計画の策定に至る経過について。

（1）巨大地震による津波浸水想定と津波避難対策への支援強化。

国は、令和2年4月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを公表し、それを踏まえて北海道は、令和3年9月に「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」を公表しております。

その後、国は、令和4年5月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改正しております。

当特別措置法の改正により規定に基づく「特別強化地域」に指定された市町村では、「津波避難対策緊急事業計画」を作成することで、津波等の災害に備えた防災に関する各種避難施設等を整備することが可能となり、整備に必要な経費について、国の負担割合が嵩上げされております。

当町もこの改正により、令和4年9月に「特別強化地域」に指定され、「津波避難対策緊急事業計画」を策定することで、各種避難施設等の整備に係る費用に対して、国の負担割合の嵩上げが可能となります。

図につきましては、日本海溝・千島海溝地震対策の体系図で、市町村は緑部分の推進計画と、オレンジの津波避難対策緊急事業計画を作成することとしております。

4ページをお願いいたします。

（2）福島町における津波避難の計画・対策の実績。

福島町においては、地域防災計画の資料編の中の「資料6 避難に関する資料」において「福島町津波避難計画」を掲載し、それに基づいた対策として、津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所を指定するとともに、避難情報の発令判断・伝達マニュアルをとりまとめています。

さらに、指定した津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所を防災マップ等によって公表し、町民に配布するとともに、避難路においては、草刈りなどの維持管理に取り組んでおります。

また、町主催の防災訓練については、今年度10月21日に総合体育館にて145名の参加による訓練を実施しております。今回は、日赤奉仕団による炊き出し訓練、ドローンを活用した実証訓練や防災講話防災訓練を通して、防災知識の向上を図っております。

（3）の説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。

（3）の項目の4行目、「福島町津波避難対策計画」を策定しております。と書いてありますが、「しておりますではなく、策定をします。」ということで訂正をお願いいたします。

それでは、（3）の説明をいたします。

（3）津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定目的。

町では、このような状況を踏まえ、地域防災計画の資料編に掲載されている「福島町津波避難計画」に代わる、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対する新たな防災対策として、より重要な津波避難対策（特に津波避難施設）として「福島町津波避難対策計画」を策定します。

さらに、重要かつ整備が急がれる施設については、その整備経費の支援（国の負担割合の嵩上げ）を受けるため「津波避難対策緊急事業計画」の策定が必要であり、現在、策定を進めております。

2、津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について。

（1）基礎調査（令和6年度）。

令和6年度は、条件整備に必要な津波避難対策計画及び津波避難対策緊急事業計画策定に向け基礎調査（福島町津波避難基礎調査）に取り組んでおります。

この調査では、既存の津波避難施設（避難適地・避難場所・避難ルート）の現状把握や地域やコミュニティ単位での避難対象エリア、避難対象人口、避難困難者等の基礎的な調査を行います。

基礎調査の項目は、四角枠の①から④の項目を中心としております。

5ページをお願いいたします。

（2）基礎調査の進捗状況。

①福島町における津波のリスクと避難対策の概要。

福島町における津波のリスクを確認した上で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する国・北海道における動きや各種計画、支援制度などを確認し、福島町における防災対策（福島町地域防災計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画、福島町防災マップ、その他の活動、過去の経験など）の現状について整理します。

②津波避難施設の現状。

福島町の津波避難施設や避難路についての年間を通じた現状を調査し、施設単位のカルテ形式で整理します。

津波浸水防災ハザードマップに掲載された津波避難施設を対象に、収容可能人数などの情報と、夏期と積雪寒冷期の状況について、現地踏査して撮影した写真と感じられた避難上の課題を合わせてカルテ形式で整理を進めています。

津波避難施設カルテ案のイメージは図のとおりで、夏期の現地踏査・写真撮影は、9月下旬に実施しております。

6ページをお願いします。

（3）計画策定（令和7年度）。

令和7年度は、基礎調査を踏まえ、「津波避難対策計画」と「津波避難対策緊急事業計画」を策定してまいります。

①津波避難対策計画は、避難施設や避難路等の適切な数や配置を明らかにし、町内会等のコミュニティ単位における避難方法の在り方等について、検討を行ったうえで「福島町津波避難計画」の改定版を策定いたします。

特に、避難施設等の検討にあたっては、町民の避難行動や避難方法をシミュレーションすると同時に、町民や地域の実情に即した避難の実現性を確認した上で、既存施設の活用を基本としながら必要な避難施設整備を検討・計画します。

②津波避難対策緊急事業計画。

津波避難対策計画において、特に重要かつ整備が急がれる施設整備を対象とした事業実施計画となっております。

計画策定にあたっては、緊急に事業化が必要な津波避難施設に関して、対象事業が明確化した時点で、第6次福島町総合計画と調整を図りながら計画策定してまいります。

7ページをお願いいたします。

【現時点で想定される緊急事業案】

（1）拠点となる指定避難所（長期避難施設）の環境整備。

①非常用電源の確保。

役場・健康づくりセンターについては、災害対策本部など災害対応中心施設であることから、非常用電源設備を地下設置から地上に移設します。

②エアコンの設置。

夏場の避難に対応するため、役場（健康づくりセンター）、吉岡総合センター、総合体育館へエアコン設置を実施します。事業規模については、今後内容を詰めてまいります。

（2）避難場所等の新設。

①福島町生活改善センター跡地。

防災交流公園を整備し、通常時は公園、緊急時は避難場所として活用します。

②旧吉岡温泉施設跡地。

仮称ではございますが、防災交流オートキャンプ場を整備し、車中泊等に対応できる避難場所として活用します。

(3) 避難道路、避難路の整備。

通年での利用や維持管理が困難な避難場所や避難路が多いと考えられることから、避難困難地域の状況と通年での利用や維持管理などについて総合的に判断し、集約・再編を検討いたします。

(4) 備蓄品保管場所。

主要な一時避難場所について、避難した際の防災備蓄品の設置について検討します。

(5) 新たな防災情報伝達方式の検討。

現行の防災行政無線については、平成27年4月に運用を開始し、来年度には10年を経過いたします。千軒地区における受信状況の悪化や防災無線操作卓本体のバージョンアップなど今後も多額の費用が発生すると見込まれることから、新たな伝達方式を含め、今後の設備整備について検討を進めてまいります。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤山大）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は、後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いします。

質疑ございませんか。

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

4ページの、現在調査中・計画中というので、基礎調査どの程度進んでいますか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

現在のところ、避難路の先ほど説明しましたが、避難路の今の夏場の現状をそこまでの実態把握をしてございます。これから冬場にかけての状況も精査したうえで判断をしてまいりたいと思います。

○委員長（藤山大）

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

これは緊急避難という状況で、いわゆる財源の問題というのは結構色んなさまざまな多岐にわたるんで出てくるだろうと思いますが、国の方でいわゆるこの内容そのものを嵩上げしてくるという、その辺の見通しというのはどの程度どうやってつかまえていますか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

具体的な事業が大体決まった段階で、その前に振興局の方と北海道と打合せをしまして、この事業が採択になる・ならない、嵩上げの対象になるよということで協議をしながら、まだ具体的な事業は決まっておきませんので、その部分が決まる段階から協議をして決定をしてまいりたいと思います。

○委員長（藤山大）

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

それが指定されていますよね。ここの北海道からも国からも。そのことがやっぱり結構大きな影響があるということですか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

結構補助金の部分が2分の1から3分の2に嵩上げされるということで、それは結構な補助金のウエイトを占めていると思っております。

○委員長（藤山大）

ほかに。

木村委員。

○委員（木村隆）

まずは7ページの想定される緊急事業のところで、改善センターの交流公園ということですが、先達ての委員会の時に改善センターの所にコンテナを置いて備蓄のような形をとるという話しされていましたが、その辺のことは今ここには書かれていないですけども、この公園とそのコンテナの整合性というのはあるんでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

その部分につきましては（4）の備蓄品の保管場所ということで、一時避難場所の改善センターの所にも役場と近いんですけども、役場にも備蓄倉庫ありますが、防災公園としてある程度の寒さをしのげる備蓄品だとか、そういうのをできたら置いていきたいなということで考えております。

○委員長（藤山大）

木村委員。

○委員（木村隆）

緊急事業案の中で記載されていないことを伺います。

以前、1、2年前のこういう避難計画の中で吉岡のことですけれども漁村センターの話し多少町長されていたと思うんですね。解体して何かこう避難ビルというかそういう高い建物を建てる話しとかありました。それから、吉岡の人は大半は3. 1 1の時もそうですし、避難訓練やる時も先ず一番最初に逃げるのはメモリアルパークなんですよ。人見坂の方からも上がれる、美山の方からも上がれる、当然館崎の人は普通に上がって行く。そこが最初の防災拠点なんですね。その点について何か検討されたことってありますか。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

この計画を立てるにあたっては今、熊野委員からありましたとおり、従前は2分の1、強化地域になると3分の2に嵩上げすると。我々は今一番悩ましいのは、災害時の避難は最優先なんですけども、ただ、今ある施設をどうこれから壊していくかというのも我々の一つの課題としてあります。

単純に壊すだけであれば膨大な経費、例えば漁村センターであれば多分1億を超える金額になるでしょうし生活館でもそれに近い金になります。それを上手くこの制度を活用しながら解体、要するに新たな施設をつくる分については解体も対象になる可能性があるんですよ。そういったなかで少し財源を求めた中でそこに何が出来るかということをやっていければなという風に思っていますので、館崎の漁村センターについても先ずあそこを更地にしてしまいたいというのがまず一つであります。その更地にしたあとで何を作るかというのはまたこの計画の中でもありますし、議員おっしゃるとおりメモリアルパークがやはり一番避難場所としては最適ということで我々はしてますので、そのところをどういう形で町民をそこに渡していくかというなかで、その漁村センターの跡地の活用ができるのかどうかは今の段階ではまだはつきりはしませんけども、そういった何か活用する方法があるのであれば、極端に行くとほかの所をやっている避難タワーみたいなのか色んなことがあるんだと思いますけども、それを専門家の先生の意見をいただきながら、これからやっていければなと思っています。

まずはあの建物をしっかり綺麗にして、避難用の土地として使えるような工夫をするためにやっていきたいというのが今我々の思いであります。

○委員長（藤山大）

木村委員。

○委員（木村隆）

もう一点、6ページの方で緊急事業の財源ありますけれども、ほとんどのものがハードみたいな形ですよ。つまり、建物を建てるとか整備するという。よくこういう議員とやり取りすると草刈りの話し出ま

すよね。そういう維持管理みたいなものに使える予算というのは無いのでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

議員おっしゃるとおり、この部分については主にハードのものしか対象とはされておられません。それで維持管理の部分もあるんですけども、今のところその部分については補助金の何かメニューがあるのかというのはちょっと今のところ把握してございません。

○委員長（藤山大）

ほかに。

平野副議長。

○委員（平野隆雄）

7ページの（2）避難場所等の新設のところの②旧吉岡温泉施設跡地、オートキャンプ場の整備となっていますけども、この地点は海拔何メートルぐらいですかね。

そして、この地点に最大どのぐらいの津波が予想されるのか、その整合性はどうかでしょうかね。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

今の旧温泉の地域の海拔ですけども、今の吉岡総合センターのところで6メートルとなっておりますので、若干それより高くなっておりますので、ちょっと今正確な何メートルというのは手元の資料用意してございませんでしたが、一応、総合センターの部分についてはそういう防災マップの方にも掲載してございます。吉岡小学校で6なので、もうちょっとあるかなと思います。

（「予想される津波の高さはどのぐらいですか」という声あり）

すみません、ちょっと調べて後ほど回答したいと思います。

○委員長（藤山大）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時25分）

（再開 10時26分）

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

以前の議会の方にお示した中では、吉岡の漁協の本所のところで3.8メートルということで、今の温泉の所までは今のところ行かないという状況でした。

○委員長（藤山大）

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

何点か伺います。

まず、この11月の20日に陸奥湾で海底地震がありましてね、陸奥湾の下北半島側と津軽半島側の町村に対して津波の危険度があるというような形のデータを見たんですけども、それと何回か町内での地震もあって、それが津軽海峡の部分の懸念とかそういうものがあるので、今回の計画そのものは確かに日本海溝と千島海溝の関連の分ということですけども、今までの事例を見ると太平洋側の部分と日本海側があったんですけども、それはどちらかというと太平洋側の部分については日本海側に抜ける量が日本海側の方は太平洋側ということですけども、逆にその規模は小さくてもこの海峡で起きる対応、今回、陸奥湾の部分については湾になっているので入口が狭いですよね。そこから仮に大きくなってきた場合のことを考えると、ある程度それも想定しておいた方がという気がするんですが、全くこの今回の計画そのものは

今の日本海溝・千島海溝の関連だけという想定で対応するということなのかの確認で、今言ったように対応する部分。それは特に一番懸念するのは時間的な分ですよね。これは日本海溝・千島海溝の分である程度時間の余裕があるんですけど、直前の津軽海峡あるいは陸奥湾から青森県側の方からの対応となるとこれは大変な時間的な短縮になりますし、ある程度そういう可能性みたいなものも想定して中にどこかに書き込む、それに対応するものというのはなかなかデータも含めて無いんだという風に思うんですけども、その地震の可能性、津波の可能性があるみたいなことをどこかに書き込むというそういう調査の仕方は想定していないと思うのですが、その確認をします。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

議長おっしゃるとおり、千島海溝の部分での日本海溝・千島海溝の部分での今想定した計画になってございますので、ちょっと詳しい情報も陸奥湾近海で起きた部分の情報は今のところこの計画には盛り込むとか検討する内容とは今のところなってございません。

○委員長（藤山大）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それと7ページに現時点で想定される緊急事業ということですけども、やはり一番懸念するのは先ほど木村委員の方からも話しがあったんですけども、どうしても海岸沿いの部分ですよね。

一応、各町内会館もどちらかという海岸すぐのところにあって、津波に対する一時避難ということには全く適さない形ですから、とにかく一時的には山の上に上がるという形で今避難路があるんですけども、ただ、避難路だけで一時的にどこかに対応するという施設がこの7ページの部分で見ると一時避難場所というのが、その辺の部分の対応ではなくて吉岡地区であれば小学校とか温泉とかあとは支所ということなんだと思うのですが、その前の前段で先ずはという部分。

特に冬場のことを考えると、なかなか海岸沿いの方が全て、あるいは今の東海岸、塩釜から岩部にかけてもそうですけども、なかなか山に上がると高さをとるということ以外の部分では一時避難ということには私はならないと思うので、そういった部分にまずはどこかを一時的に、コンテナの話もありますけどもそういった部分で一時的に避難するということを重点に考えるべきだという風に思うのですが、この項目の中にはそういう想定があるのかどうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

（4）の備蓄品のところについては主要な一時避難場所という表現はしていますけども、例えば先ほどから言っていた吉岡地区についてはメモリアルパークですとか、福島地区であると神社の高台とか色々な通常人が普段から行っている所、通っている所、冬期間の除雪の問題で除雪をしているところとか、色々な問題をクリアできるような場所をまずは最初に避難場所として候補の部分を持っていきながら、じゃあそのメモリアルパークであれば吉野の方から来る道路もありますし、吉岡の市街地の方から上がる場所もあります。館崎からも上がることもあるので、そういった一時的に緊急に避難する大きな避難場所の方については備蓄品の方、例えばコンテナでも置いてしのげるような場所。小さい所だと物理的に整備することが不可能かもしれないので、その辺りも含めて今回ちょっと基礎調査で洗いだしていこうかなという風に考えております。

○委員長（藤山大）

なければ委員外議員の方から何かありますか。

小鹿委員外議員。

○委員外議員（小鹿昭義）

白符とか日向は避難場所が山の上なんですけど、冬の雪かきは誰がやるんでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

そこが一番の問題でありまして、実質的に雪ですから何時降るかはわからないし毎日掻くわけにもいかないものですから、今回の避難路と避難場所の整備については通常避難路、雪掻きもしている場所だとか普段人が通っている場所は当然雪掻いてございますので、その辺を重点的に避難できる実的に避難ができるような避難路の選定ということを考えてございます。

現時点では今、白符の場合でも上の方が避難路になっていますが夏場は草刈は何回かうちの方もしていますけども、実際冬場は雪掻きできないので、なかなか誰がということになると町もできないし、本当は地域の皆さんにも協力はしていただきたいんですが、なかなかそれも難しい現状でありますので、ちょっと今町の方でも対応に苦慮しているところでございます。

○委員長（藤山大）

小鹿委員外議員。

○委員外議員（小鹿昭義）

それじゃあ白符の場合とか日向の場合は避難場所を変えるということでもいいでしょうかね。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それも含めまして基礎調査の段階で避難路に適しているかどうか、そういうのも含めて今検討しているところでございます。

ですから、検討の結果、地域の方々とも相談しながらそこが冬期間は実際行けないですよねということになった場合は、避難場所なり避難路の変更ということは考えられると思います。

○委員長（藤山大）

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

これは多分その津波のケースは一定のものではないわけで、どういう変化その津波の地震の大きさによっても違うだろうし色々変化するのは、それに全て対応するというのは難しいんだと思うんですけども、今想定するその一番早い段階での福島への到達、それも日本海溝にしたって千島海溝にしたって広い範囲なわけですから、その発生する箇所によっては違うんだと思うんですけども、一応計画する段階においてはある程度の基準みたいなものを踏まえて対応するんだと思うのですが、大体どのぐらいの感で対応するのか。

それによって、当然その一時避難も余裕あって離れた場所、特に一番問題は冬場の問題になるわけですよ。夏場ならとりあえず上に上がっておくみたいなことでいいでしょうけど、今議論するように雪掻きも何もできないで上がることを特に高齢者の対応を考えるとなかなか難しいと思うんですけどね。時間的なものをある程度想定をして、そこを基準に計画を組むということなんだと思うのですが、それはどのぐらいに想定しているのですか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

今、正確な時間は手元にないですが、おおむね千島海溝・日本海溝で言った場合は30分から50分程度の時間はあるかと思いますので、その間に避難できる例えば、通常、一応原則は徒歩でという考えではありますが、大方の方は車がある人は車で逃げると思うんです。そのあたりも踏まえまして、どういう経路がいいのかそういうことを検討してまいります。

○委員長（藤山大）

小鹿委員外議員。

○委員外議員（小鹿昭義）

もう一点お聞きしますけど、白符とか日向にはコンテナ上げないということによろしいのでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

今そこに設置する・設置しないというのはまだこれからの段階ですので、ただ、そういう適地があれば設置はしたいと考えておりますが、ちょっと今この場でつける・つけないという結論は出ておりませんので、今後の検討課題としてお願いしたいと思います。

○委員長（藤山大）

ほかに。

平沼委員外議員。

○委員外議員（平沼昌平）

5ページになりますけども、施設カルテをつくるということですけども、今現在までにこのカルテにならないにしても施設の状況把握みたいなものの資料というのは無かったでしょうか。

○委員長（藤山大）

阿部総務課長補佐。

○総務課長補佐（阿部孝憲）

平沼委員からありましたとおり、これまでの場所としての図面ですとかそういった部分の資料はあるんですが、その現状の部分・状況踏まえて、どこまでいけるかというような詳細な資料につきましては、これまでは無かったという形となっております。

○委員長（藤山大）

平沼委員外議員。

○委員外議員（平沼昌平）

そういう資料がなくて、今1からまた防災計画というかカルテをつくるというのは、ちょっと基本資料が足りなさすぎるんじゃないのかなという気がします。それは置いて、このカルテをつくることによって、それは夏場と冬場の状況管理というものを明確にするということなんだろうけれども、そのカルテをつくることによって町内会なりそれから民生員なり何なりに、どのような情報提供をするという範囲です。ねカルテの、情報範囲は情報の公開をどこまでなされるつもりで製作されますか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

今のところ、まだ町内会の会長さんなり役員さんにもまだ実際協議は行えておりませんので、このカルテを完成した時点でまずは町内会の方に公表して、そのうえで、じゃあ避難路をどうするかとかそういうことを検討していきたいと思います。最終的にはその避難路は決定、避難場所へ避難路が確定した段階でそれぞれの民生員さんにも町内会にももちろん色々避難の関係で相談することもございますので、それぞれ公開というか情報提供をしていきたいと考えております。

○委員長（藤山大）

平沼委員外議員。

○委員外議員（平沼昌平）

カルテにこだわりますけども、このイメージの図ですけども、イメージの表ですけども、これは役場で取っとくための基礎資料としてはこれでいいかもしれませんが、それを公開するということになると場所とどのぐらい収容が可能で何があってという程度のカルテの方が、今先ほど言った町内会や民生員の方々またそれぞれの方々にはずっと入っていくような私は気がするんですけども、そのカルテの作り方色々な種類があるんでしょうけども、どのような作り方にするのか、まだまだこれは本当の基礎資料なんだろうけども、改造する余地はあるんですか。それとも、こういうマニュアルは作ってらっしゃるんでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

まず、一応カルテについてはこういう形で検討材料としてこの表の形を今つくっておりますが、別にこれはまだ確定したわけではございませんので、分かりやすい部分があれば簡単な部分の簡略したものも作れることも可能ですし、ちょっとその辺はまだ流動的でございます。

○委員長（藤山大）

ほかに。

佐藤委員外議員。

○委員外議員（佐藤孝男）

この前10月21日に総合訓練というか防災訓練がありました。そのなかで140何名かが参加したということでありましたが、これに対しての色々報道もありました。そのなかで今後の課題というか、この訓練をやって今後の課題、今後どういう風にするとかというようなまとめというか、そういうことがあったら教えてください。

そして、もう一つは赤十字社が主催ということでやったわけですが、この訓練において各町内会、おそらく海岸沿いの町内会とかが対象となるわけですが、その町内会によって、こういう炊き出しとかそういう訓練も必要ではないかなという風に感じるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

今回の防災訓練のまとめというか、ドローンの関係についてはちょっと今まだ動いている段階ですのでお答えできないですけども、各町内会の炊き出しの訓練とか実際やっているところもございます。それで、実際のところ非常時の場合炊き出しも協力をお願いする場合もございますが、各町内会すべてというか協力していただけたところもあれば、できない部分もございますので、その辺を町内会との調整を図りながら、もしやるのであればうちの方も協力しながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（藤山大）

佐藤委員外議員。

○委員外議員（佐藤孝男）

そういうことで昨日から千軒から町政懇談会が始まりました。そういうなかで、これから各町内会を回るわけですが、そういう際にも防災に関しての訓練とかそういうものも話していただければなと思っております。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

昨日、千軒に私も行きましたけども町長の方からも防災の関係の、私も町内会の方にしておりますので、それぞれ各地域回りますので、その辺の情報提供、相談していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（藤山大）

ほかに。

佐藤委員外議員。

○委員外議員（佐藤孝男）

それから緊急時というか、そういう災害起きた場合の水道の崩壊というか破裂というか、もしくは岩部地区で水道本管が破裂して町内に水が来なくなったことの対応というか、今回のこれから計画の中に入れてのそういう対応がなされているのかどうか。

○委員長（藤山大）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

現時点の部分については避難の部分メインとなっておりまして、何か事故があった場合の対応については現時点の中では計画に盛り込む予定はございませんが、確かにそういうケースも考えられますので、水道だけではなく色々ありますけども、その辺も次年度の計画策定の時、今回は基礎調査ですけどもその辺も考慮しながら考えていきたいと思っています。

○委員長（藤山大）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
次に、説明員との意見交換を行います。
意見交換ございますか。
熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

各地域によってさまざまな状況が違う。さっき課長の方から日本海太平洋の津波の到達時間、今の推測されている時間が最低でも30分以上あるんだろうなと思います。そうやってきた時に海岸沿いから例えば500メートルとか1キロ内外の所は津波の影響を受ける可能性が非常に高いという状態になった時に、逃げる時ですよ、時間的に短い所であれば近間の高い場所、それから建物、こういう感覚になるんだろうなと思います。

ただ、30分余りになってくると車での避難というのも結構想定されるのかなと。これは季節的なこともあるでしょうし、いわゆるその地域の住んでいる人方の若い人方であれば車ぶっ飛ばして徒歩でも行けるだろうけども、高齢者になってくるとそうもいかない。ということで、よく我が町内会でその議論を役員の中ですることあるんですけども、垂直避難、水平避難という時に、水平になった時にはこれは車だろうなという風な感覚をやっぱり持つんですよ。これまで避難所としては指定っていうことではないけども、すぐ側に中学校という三階建ての高い建物があるもんですから、緊急時にはこれが一番理想的なんだろうと。一時避難ということであればと。

ただ、それが冬場はこれからのことだったり、それから中学校から少し遠めの町内会の状態、そうするとニュータウンなのかなという風に考えた時に、車の状況での水平避難ということがやっぱりテーマになるんだろうなと思います。その時に道路なんですよ。

結局3.11の状態の時も国道だったり色んなところのそれまでに入ってきている道路の交差点だったりなんかで信号で止められて渋滞して、そこでもって逃げ切れなくて車のまんま被災されたということで人命失われているということが、ついこの間のテレビで検証された結果をされていて、それに併せて避難路を考えて、アンダーパスだったり上へ行けるような道路を設定して、とにかく一方通行でその高台の所まで動かして行くという水平避難でもって時間を計って訓練やっていたのが報道されていました。

そうやってくると我が町内会の所を見ると、おそらくニュータウンの部分も結構ウエイトが大きくなってくるのかなと。そうなった時に先ほど建物だったりさまざまなところの3分の2の国からの嵩上げの部分ってこと出てくるんですけども、その防災道路という部分については、そのところが対象なのかどうなのか。全面的に道路をつくるということじゃなくても、既存の道路そのものを一定の拡張だったりという風なところを手直しするだけでも随分違うのかなと。

これは日向であっても白符であっても今の道路のところで高台設置していく時に色んな知恵の出し方があるんだろうなと思うんですけども、この辺はどのような考えをお持ちですか。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今回ご提案というか今議論していただいているのは、あくまでも日本海溝・千島海溝の関係の中で地震が想定されて福島に津波が来る。それによって福島町が特別地域に指定されて国の補助金の嵩上げ貰えるということで、我々はやはり色んなことを想定しますけどやはり財源が伴わないと、いくら良いことを言っても事業として展開できませんので、まずそのところにきちっと当て込みたいと。

それで先ほど議長言ったように、今まで我々が経験した中では奥尻の地震だったり南西沖地震だったり十勝沖だったり3.11、今の日本海溝だと比較的時間軸はあるんですね。

ところがやっぱり南西沖だったり奥尻になると近い関係がありますので、やっぱりもう少し時間軸というのは縮まってくると思うんですね。やっぱり災害というのは何時どこでどう起こるか分からないなかで、今やれる最善を尽くすというのが自分等の考えかな。

それで、今回はそういった形で制度に乗れる関係で、これまで防災マップ色々つくらせていただきましたけども、既存のあるものを利用しながら、いかに避難路を設定していったかというのが経緯だと思うんですね。だから極端にいくと日向あたりを見ていると、じゃあ実際にそこを高齢者の方が避難できるかという避難路でもないんですよ。実際はもともと畑にあった道路の所に擁壁を作って、そこに例えば治山

の関係で階段をつくったので、そこを避難路に指定したとかそういった経緯もあるんですよ。

どちらかというと、適宜そこにきっちり逃げるための避難路かというと、そうじゃなくて今あるものを利用して避難路をまず設定したという。それではやっぱり、これからちょっと駄目なんだろうという我々の今思いがありまして、抜本的に今言ったように、避難路についても例えば車を3箇所あったら2箇所は徒歩でもいいですけど1箇所は車できちっと上れるとか、そういう形をつくっていかないと厳しいのではないかなと思っているんですね。だからそのところを今回のこの計画の見直しにあたって、国の方の手当てを頂けるのであれば多少予算が割けますので抜本的な改革といいますか、抜本的に本当に見直すと。それを町内会の方々とお話しをして国の承認をいただければ、今言ったようにその道路そのものをきちっと拡張しながらそこを避難路にする。

例えばメモリアルパークを一つとってもそうですね、今のような状況の中でどうやれるのかということもありますし、先ほど小鹿議員のように例えば白符の神社が避難路になって冬の間はどうするんだという話しとかもありますし、色んな形が福島の場合本州とまた違って冬の対策というのが結構きついですね。

やはり、我々としてはこれから計画をつくって整備をしていきます。そうすると先ほどの避難計画の話もありましたけど、やっぱり住民の方々にも意識付けをしていかないと、逃げる意識と逃げる場所を管理するというのもこれから植え付けていかないと、すべてが行政でやれるという時代はこの人口減少の中では我々厳しいと思うんですよ。

だからやっぱりそういったものの「自分の命は自分で守るという意識付け」、どちらかというと福島町の場合は今まで大きな災害にあってないこともあり、少しこう心の油断とは言いませんけども、ちょっとした安心感があるのか、ただ、今回の能登半島の状況を見ますと我々も松前半島といいますか渡島半島の中にあって閉ざされる可能性が多々ありますので、そういったことを考えるとこの計画の中できちっと新たな身を守る手段を私はつくっていかればいいのかと思ってますので、多少少し大きな予算をいただくことがあるんだとは思いますが、そのなかでやはりその地域・地域に合った避難場所なり避難行動がとれるような先ずハード的なものを整備して、その中で先ほど言いましたソフト的なものを展開していかなければならないのかなと思っていますので、これが今ようやくスタートラインに立ったというか今までもあるんですけども、それをもう少し実態に則したものでやっていけるような計画をまず作って、その計画に基づいて整備計画を5年なり10年かけてやっていくという形で今我々想定していますので、その中で今日いただいたような意見これからまた各町内会でも入って行きますのでその町内会から直接やっぱり意見交換をしながら、そして、やっぱりそういう体制づくりも植え付けていかなければならないのかなと思っているんですね。

やはり、よく我々も災害あって経験したことがあるんですけども、やはり役場職員も同じく災害に遭う可能性があるんですね。そうすると、いくら役場でこういったことを想定しても役場職員がそこに出動できないことが消防団もそうですけど色んな災害の地域を見ている、やはり結果的には自分がどう行動するかが最後の命の分岐点になるのかなと思っていますので、そういったものの体制づくりも私達は合わせてやっていければいいのではないかなと思っていますので、まずそのスタートなるハードについて、これから2か年ぐらいかけて計画を作りあげていきますので、その中で色んな意見をいただければなという風に思っているところであります。

○委員長（藤山大）

ほかに。

木村委員。

○委員（木村隆）

これから色んな事業があると思いますけども、やっぱり教訓となるのは3.11の震災の出来事をみんなそれぞれ反省して、実際同じような津波があった時にどういう風な対応をしていくのかというのはやっぱり考えなきゃいけないと思うんですね。

3.11の時は私吉岡にいましたけれども、どこに避難したかというほとんどの人は温泉に避難してしまいました。温泉でテレビを付けて津波の様子を宮城県のまちが飲み込まれているニュースなんかを見て、なんかこう可哀想だと言いながらも実はそこに逃げていたら、その温泉に逃げている場所そのものは同じようなことがあったら飲み込まれているような状態で、たぶん吉岡の人はみんな反省していると思うんですよ。

やはり、今こういう風なオートキャンプの話しとかも出ましたけども、どうしても二次避難の話しなわけで、やっぱり最初にどこに逃げて、そこでどれぐらい待機できるのかというのを考えた政策にしてほしい。具体的に今道路の話しも出ましたし、メモリアルパークの場合だとそういうセンターとかを作れとか会館を作れとか言いませんけども、やっぱり多少なり備蓄で置けるようなものとか、その一時避難をとにかく成功させるような政策にしてもらいたい。という風なざっくりとした言い方をお願いしたいと思います。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

議員おっしゃるとおり本当に一時避難、まずは津波を避けるということが大事だと思うんですね。今、広い所というのが多分二次避難である程度津波が引けた時に住宅が損壊して生活できないので、そこで生活すると。確か3. 11の時も大川小学校でしたかね裏山にすぐやっぱり逃げたという形で、大体たぶん大きな津波が来て時間がない時は自分の家の近くの高台に逃げるというのが一般的です。そうすると大体塩釜でいけばうちの裏山に逃げるのがたぶん一番なんですよね。それを例えば神社が避難場所になっているからって海岸線を通して神社に行くかという、やっぱり裏山に逃げた方が早いわけですね。

それで、確かあの小学校も学校が飲み込まれるのを映像で何回も繰り返し見ましたけど、やっぱりそういうハードも大事なんですけど行動そのものをとるということの訓練付けもしていかなないと、その一時避難に遅れる可能性があります。それが本当に命の分岐点になったのを何度も見て、あれだけ3. 11の時もかなり見たつもりですけども、やっぱりどこか心の中で忘れているというか、今回能登半島が起きてまた「ああ」という感じになるんですけど、人間というのは忘れる動物なのかもしれませんけども本当にやっぱり自分の身に降りかかってこないとなかなか日常の中に忙殺されることがあるんだと思っていますので、やはりハードも大切ですけども、しっかり訓練付けというか意識付けの方が私は大事だと思うんですね。結果的に3. 11の時のおばあちゃんの言葉の中に「やっぱり瞬時に逃げた人が助かる」「浜を見に行った人は反対に命を亡くす」みたいな話しをされていたのを思い出しますが、やっぱりそういったことが大事だと思っていますし、また、その逃げるという判断をした人がちゃんと逃げられる場所を我々としては提供していく必要があると思いますので、ただそれも全てクリアにできるかというと、今言ったように反対に裏山にちょっと逃げた方が早い時もあるんですよね。いくら我々が避難場所として指定しても、その町内会の中でも全部避難場所が広い町内会であれば分かれるわけですからね、そうするとやっぱり自分のきちとした裏山に逃げた方が早い人もいますので、そういったものも合わせてやっていくことが必要だと思いますので、ただ我々がやれることはそういったハードを整備することによって広く救える道ができてくるんだと思いますので、そういうのと合わせて先程来言いましたとおり体制も含めてやっていくことが町民の命を救うことになるのかなと思っていますので、こればかりは本当にいくらこういって話しても、いつ何時なんで起きるかというのが我々の想定できる範疇ではありませんので、本当に今年の元日に起きたのを考えると、我々も正月気分でのほほんとしていたのが、あんな災害が起きるということを普段誰も想定しないできますので、そういったことも含めながらやっぱり常にそういうことがあるんだということの意識付けが私は常に大事だと思っていますので、そういったのも合わせながらこのハードだけに頼るのではなくて、やはりきっちりそういったところも並行してやっていくことが町民の命を守る一番の手立てだと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（藤山大）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時13分）

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換ございませんか。

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

さっきちょっと漏らしたんですけども、町内会の中で名簿を作っていて、そして誰がどこにどう住んでいてという名簿はうちの町内会は持っていて、そのいわゆる状況・状況に合わせて各班の中で近間の所で誰がどう対応してくださいみたいな、とりあえずそんなことはやっではいるんですけどね、ただ、独り暮らしで結構状況が分からなかったり動けなかったりということ、この辺の対応についてはどのように考えていますか。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

その計画につきましては自分が福祉担当した時に作らせていただきました。地域福祉計画と要援護者支援計画という中で、ある程度1人で逃げられないような方の台帳を作成していただいて、町内会と例えば社会福祉協議会、幸愛会もそうでしたかね、情報共有をしながらどういう形で逃げていただくかと。

それで何度か訓練もしてはいるんですけども、ただ、ご覧のように町内会も先程来言うように、なかなか今動けるような体制、町内会長とは言えどもなかなか色んな忙しさに紛れてそういったことに特化できるかという、なかなか出来ていないのも実情にあるんですよ。一応形は作ったんですけども、それを災害あった時に上手く活用できるかと。それはやっぱり日々の中で訓練していかないと出来ないんですけども、我々も町内会にお願いしている色んな先ほど言いましたとおり避難訓練もやっていただきたいんですけども、やっぱり出来る町内会と出来ない町内会がどうしてもありますので、そういったところのなるべく濃淡を薄くしていくのも我々の仕事ではないかなと思っていますし、ただ、台帳は今でも生きていますし、町内会長さんの方には共有させていただいていますので、それは情報共有はできているということだけは理解いただきたいと思います。

ただやはり、くどいようですけどもその活用方法をもう少しやっていかないと、いざという時に上手く使いきれないことになってしますので、そういった形で今推移しているところであります。

○委員長（藤山大）

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

今その話をしていて、あれは奥尻の時だったと思うんですけども、たまたま家に私と息子が居て、爺さんがそこに居たんです。あの揺れの中で、それこそそんなに距離がない1軒か2軒玄関先までの、うちの重い爺さんを玄関先まで引っ張り出すのにとんでもない苦勞をしたという、そしたらその話をしたら後ほど息子に「親父そんなことやっていたら死んでしまうよ」と自らだけでも逃げなかったらどうすんだという話しをされたことがあってそれを思い出したんですけども、きっとそんな状況があるんだろうと思います。

本当に地震の時はそれこそ動きが制約され、揺れの中で制約されますけども、津波に対する時になっているとそれは判断が一つ一つの判断がやっぱり大事なことになる。間違った判断しないで一気にその判断でやってしまうという状況。その時に身の回りにそういう人方いる時にやっぱりきちっとした対応がどれだけできるかということ。基本は我が身を先に守ることが基本なんだろうということはそれは前提にしながら、先ほども言ったように津波の時間帯の中でもって情報が入ってくるだろうと思いますので、20分30分の時間がある時にはその周りにも多少でも気配せをしながら、避難する過程で収容できるものは収容するとか色んな方法があるんだろうと思いますので、その辺のこともやっぱりもう一回深めながら対応できたらなと思いますけども、お願いします。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

やっぱり津波が発生したり災害が発生した時は、やはり一義に逃げるという意識を自分の中に持つことだと思うんですね。例えば何か忘れ物をしたとか海を見たいとか何かそういうこと変な、変なとは言いませんから色んなことを考えるよりは先ず逃げるんだということが大事だと思っていますので、先程来課長の方からもありましたとおり今は防災無線の中で色々町民に伝達方式をしていますけども、これもやはり今時代と共に変化してきていますので、より早く出来るものがあればそういったものを伝える。

あとは、やはり常日頃隣近所だと思うんですよね。結果的に隣近所の方々の声掛けなり自分逃げる意識もそうですけど、そういったものも本当は大事になるのかな。まして高齢者の方は逃げれと言っても自分がじゃあ1人で逃げられる態勢にない人もいますので、そういった方々をやはり隣近所の人が声をかけて誘って逃げるということが大切になるのかなと思っていますので、色んな形で我々ハードなり道具を揃えてもそれを使うすべを知らないと結果的に命を落とすことになりますので、それを上手く使えるような仕組みなり方法を我々としては並行して考えていくことが大事だと思っていますので、その第一の手段というのはやっぱり伝達方法をきちっと確保しておくことが大切だと思っていますので、そのことについてはまた重点を置いた取り組みが出来ればなという風に思っています。

○委員長（藤山大）

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ずっと話を聞いていてまずは今回の計画そのものが基本的には日本海溝と千島海溝関係の対応だということなんですけども、ただ、その部分はいわゆる言っているように補助の対応含めて2分の1が3分の2ということなので、そこで出来るだけ整備をする。

ただ、この計画そのものを町民全員にこれを配布するなんて話しにもならないわけですから、要点を含めて住民向けに改めてパンフレットの対応をするようなことを、それも補助対象になるのであればその中で考えて、その際には今回の想定だけではなくて過去の事例、特にここは奥尻の関係もありますし秋田沖もありますし、当然その東北の大地震の関係もありますし、先ほど言った対岸の青森県の対応含めてそういった部分も出来ればどこかに知らせると、過去の事例も知らせるということも私は必要でないかなと。

今回のものだけ出ると想定時間も30分から4、50分みたいなことであるのと、実際の目の前で起きる、あるいはもっと近場で起きる分と考えたらそれでは間に合わないということになるわけですから、そういうその手法を是非考えてほしいなという風に思います。

それと議論の中にもありますし、前から言うように夏場の状況と冬場は違うわけですから、その辺をできるだけこの計画の中でもその違いを、これから冬場の避難路の部分把握されるということですので、特に冬の部分については明確に避難経路も含めて対応をするということの整備をしてほしいし、この点もやはり住民に対してはきちっと知らせることが大事だろうなと思います。

それと、併せては色々事例見ると特に能登半島の部分の関係はああいう形になると、生活物資の確保みたいなものが最低限の食べ物の部分からそのほかの部分もちろん、水やトイレの関係含めて対応というものはあるので、その辺の状況も多分この中である程度は想定の中で取り込まなきゃいけない部分の課題として出てくるんだという風に思うのですが、その辺も含めて住民向けのパンフレットあるいは町の広報等でシリーズのような形である程度繰り返し周知をするということを徹底していただくことをお願いをしておきたいと思います。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今回、議長おっしゃるとおり先ずは一義としては補助金を嵩上げさせてもらうための計画づくりをメインにしておりますので、まずは国の方のある程度ものをクリアしないとならないので、そこに力を注いでいきたいなと思っています。

ただ、やはり先程来申し上げましたとおり、これまでの経験を踏まえると色んな形で地震というのがありますし津波も過去に奥尻、秋田沖、三陸沖という形でありますので、どういった形になるかは別にしても今は2023年かな防災マップ改訂をさせていただいていますけども、これも日本海溝を中心にはしてですけども、できればですね我々はその計画に基づいて防災マニュアルみたいなのを概要版みたいなのを町民に配布して、それを見ればいざという時にどう行動すればいいかというものが分かるようなものも必要ではないのかなという風に自分なりには考えていますので、またそういったものもある程度整理された段階でやっていく必要があるのかなと。

そして、あとは冬の問題についても私考えていたのは、例えば避難路、特に日向辺りの避難路だと道路を作るというのなかなか厳しい状況のなかで、どうしてもやはり今の所を裏の畑に上るような例えば階

段路なり色んなものがあるんだと思ってますので、そういったところにフードをかけて例えば雪のシーズンでも雪がかぶらないようなものの避難路ができないのかなということもちょっと相談しているところでもありますので、やはり先程来どうしても冬場になって雪が積もってしまうと避難路と言っても上れない避難路になりますので、やはり冬、北海道の抱えている独特な冬でも対応できるような避難路の作り方って無いのかなというのをちょっと考えてまして、よく道路の端の辺りに行くと、この辺にもありますけども階段の所にフードを付けたとかああいうのだったら意外と比較的簡単にできるのかなという風に思っていますので、あれだけでもだいぶだまっけていても雪積もらないで上ったりできることが出来るのかなと思っています。その辺は専門家の方々が今回調査の中で色んなアドバイスをいただくことになりまして、また、国の方の制度を使うということは全国でやられている先駆事例等も色々あるんだと思ってますので、そういうのを参考にしながら、なるべく福島にあったものをつくる。

そして、早めに町民の方々にも知らせることが必要だと思うんですね。やっぱり今回の能登半島なんかを見てても本当にいつどこで起きるか分からないというのが、ここの温暖化が現れてからは色んな事象が災害、津波だとかそういうことではなくても、さまざまな災害が発生する環境が危険性を増しておりますので、そういったなかで我々としてはやはり町民の方々に知っていただくことが一番大切なことだと思いますので、そういった周知方法についてはしっかり我々もまた、今日意見をいただいておりますのでそういった意見を参考にしながらやっていきたいと思っています。

○委員長（藤山大）

ほかに。

委員外議員の方で何かありますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

以上で、調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時27分）

（再開 11時29分）

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定についての調査に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

町は、子どもを安心して産み育てる住環境を整備することで子育て世帯の定住促進を図るべく「定住促進住宅整備計画」を策定、令和3年度に住宅用地造成工事を行い、今年、定住促進住宅1棟を建設しております。

そのような中で、この度、町より、令和7年4月から供用を始める定住促進住宅の入居要件等を定めた管理条例案と、定住促進住宅の今後の整備予定について資料が示されましたので、本日はその内容を調査するものです。

それでは、調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定についてを議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、資料の3ページをお開き願います。

調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定について。

1、制定の理由について。

町では、子どもは地域の宝であるという理念の下、子育てを地域全体で支えるとともに子育て世帯の定

住促進を目的に、子どもを安心して産み育てる住環境を整備するため、定住促進住宅の建設を進めております。

この度、定住促進住宅が完成し、令和7年4月から供用開始することに伴い、設置及び管理のための条例並びに規則を制定するものであります。

2、入居対象世帯や家賃等の設定について。

定住促進住宅の入居要件（対象世帯）や家賃の額等については、子育てを支援する観点から町内の民間の一戸建て賃貸住宅の家賃額をベースに、次のとおり設定いたします。

（1）入居資格については、高校生以下の子どもを養育し、同居している子育て世帯を対象とします。

（2）家賃については、月額5万5千円とします。

（3）敷金については、月額家賃の3月分の16万5千円。

（4）入居者の決定方法については、定住促進住宅入居者選考委員会（町営住宅入居者選考委員会委員を充てることを予定しております。）の意見を聴いて決定することとします。

（5）子育てを終えた後の継続入居については、子育て世帯の負担軽減を図ることを主眼に置いた家賃設定のため、高校生までの子どもと同居しなくなった時点で、原則退去していただくこととなりますが、引き続き入居を希望する世帯については、家賃の月額に1.5を乗じた額（月額82,500円）での継続入居を可とします。

3、施行期日について。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

4ページからは条例（案）、9ページからは施行規則（案）となっております。

条例の構成についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

まず、第1条では条例制定の趣旨について規定しております。

以下、第2条では子育て世帯の定義について。

第3条については定住促進住宅の設置について。

第4条については入居者の公募の方法について。

第5条については入居者の要件について。

次のページの第6条から第10条については、入居の手続について。

次のページの第11条から第15条については、家賃及びその納付について。

第16条については敷金について。

次のページの第17条から第22条については、入居者の費用負担や禁止事項について。

次のページの第23条から第24条については、退居の手続について。

第25条については立入検査について。

第26条については罰則について。

第27条については規則への委任について、それぞれ規定しております。

資料の11ページをお開き願います。

6、定住促進住宅の今後の整備予定について。

定住促進住宅の今後の整備にあたっては、第6次福島町総合計画に基づき、計画的に進めてまいります。

なお、当面の整備スケジュールは次のとおりとなっており、隔年での住宅整備を予定しております。

令和7年度につきましては、令和8年度に建設棟分の実施設計業務を委託を予定しております。

令和8年度には、住宅建設と関連する業務委託です。

令和9年度は、令和10年度建設棟分の実施設計。

令和10年度は、住宅建設と関連する業務委託となっております。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤山大）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は「不明な点や疑問な点」の質疑といたします。

説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞ協力をお願いいたします。

質疑ございませんか。

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

これは定住促進のことということで、これはこれでいいのかなと思うんですけども、ちょっと概念的にお聞きしたいことがあります。

「高校生までの」という言い方をされています。だから子育て世帯という概念がどこまでの範疇でもって考えているのですか。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

子育て世帯というのは、この住宅整備にあたっては高校生まで町内に住所を有する高校生までを入居の対象ということで当初から考えておりますので、その概念といいますかそういう設定をしております。

○委員長（藤山大）

ほかに。

木村委員。

○委員（木村隆）

新栄町の子育て住宅なんかもそうですけれども、ペットなんかの規定というのは無いものなんですか。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

一応、禁止事項ということで条例の第22条の4号に社会通念上、一般に迷惑を及ぼす行為ということで、犬だとか猫に関しては、こちらの規定に沿って一応禁止するということで考えております。

当然、入居の募集の際にはそういったことは明記したうえで募集をしていきたいと考えております。

○委員長（藤山大）

木村委員。

○委員（木村隆）

今回の5万5千円という金額に設定した理由は何かありますか。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

民間の戸建ての家賃額を下回らないというのがまず一点。当然、整備費用で家賃で賄うとなると全然合わない金額にはなりますけども、子育て世帯の負担軽減という趣旨から民間の戸建ての住宅に影響を与えない程度の金額ということで5万5千円としております。

○委員長（藤山大）

ほかに。

平野副議長。

○委員（平野隆雄）

11ページの実施計画業務委託の部分で令和8年度建設棟分、それから令和10年度建設棟分、これは同じものを建てますか。それでもこの実施計画の業務委託が必要なのでしょうか。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

まず、北方型住宅ゼロの仕様に関しては、引き続き整備していきたいと考えております。実際、4月から入居される方のご意見等も踏まえながら、そこは柔軟に対応できればなというところでは考えております。

○委員長（藤山大）

ほかに。

杉村委員。

○委員（杉村志朗）

敷金について、現在の町営住宅の敷金はいくらでしょうか。それと、5番の子育てを終えた際の料金の設定1.5倍とありますけれども、高校生を例えれば約20年近く住んでいるわけですよね。それで、これからの福島町を考えた時にですね、これだけの家賃を払って、まだ住んでいけるというようなそういう将来的な考えてあるんですか。少しこの1.5倍というのは高い数字でないのかなと。不可能な数字でないのかなと思いますけど。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

敷金の3月分と、要件を満たさなくなった場合の1.5倍というのは、新栄町の定住向け町有住宅と同じ設定にしております。

1.5倍に関しては、当然、冒頭ご説明しましたとおり子育て世帯の負担を軽減するという観点がありますので、それで、そういった方に入っていただきたいというのがありますので、1.5倍というのも定住向け町有住宅と同じ金額で設定しております。

○委員長（藤山大）

よろしいですか。

なければ、他にございませんか。

なければ、委員外議員の方で何かあれば。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

先ほどの高卒でのこれ子育て世帯から抜けるという感覚なのか、ちょっとそのところが違うのかなという風に私は思います。

なぜそんなことを言うのかというと、ここに最終的な（5）のところで子育て世帯の負担軽減を図ることが大きな目的で、いわゆる5万5千円という設定をしているわけですよね。

実際に子育てをしていくときに、その子どもが年齢・年齢に応じてそれなりの負担は出てくるんですけども、最もやっぱり負担が大きくなるのは高校、地元の高校へ行っている分にはさほどではないかもしれませんが、いわゆる地方へ出て行く。さらに、将来見越して専門学校だったり大学へ出て行った時のその過程の経済的な負担というのは相当大きなものになってくるんだろーなと思います。

ですから、高卒の子供がいなくなった時点で、そこから抜けたという感覚がちょっと私にはそこが理解しづらいんですけども、この辺の猶予というか多少のことっていうのは考えられないんですかね。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

まずは住所要件ということで住所は残して、住所のある方に入っていただきたいというのが前提でありまして、当然、熊野委員おっしゃるように専門学校なり大学というのは当然負担も大きくなるんですけども、そういう住所を町内に置くという視点で高校生というところで線の方は引かしていただいているという状況です。

○委員長（藤山大）

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

実にそのところが微妙な話で、高校生のいる家庭がもし2人いたとして、二人目の子供が高校を卒業した時点でこの入居資格というのはこのいわゆる費用を含めたところの特典が無くなってしまいうわけですよね、実際の話しは。そうすると、現実の問題にすれば、それじゃあこの費用でもって入居できる他の町の住宅に移るのかという話しになるんだろーなという風にして、または別な方法を考えるんだろーなと

思う。という風な感覚を持つんですけども、今の若い人方のこの自分の住居に対する考え方、結局、教育費が嵩んでいくこととか物価のこととか自分の賃金体系だとかさまざまなことをやっぱり一緒の中でもって設計しますよね。そのうえで、どうなんだという話しをした時に果たしてこの考え方だけでもって、そういう子育て世帯への支援策に具体的になるのと。いわゆる考え方その状況によって、そのいわゆる仕事だったり何なり親の状況によってはさまざまに違うとは思いますが、これだけのことを考えるんだったら、ましてや高校から大学、子どもに対してそれだけのスキルアップさせながら社会出そうと思った時に、ここでの費用は大きくなるよねと。そうすると、30年なり40年の中でもって自分で持ってて住宅持った方が有利だよって。じゃあその時の選択が福島なのかといったら、いや、そうじゃないよねと。さまざまな諸費用が掛かってくること考えたら函館だったり札幌だったりそっちの方が有利だよと自分の仕事で都合がつくのであればということになっていきませんか。

この辺のことの配慮というのはもう少し深めて考えられないかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

議員おっしゃっているのは大学生になっても認めてあげたらいいんじゃないのということだと思うんですけどね、先程来申しましたとおり、我々としては定住というのも一つの視野に置いていますので、そういったなかで住民票の無い方をどうするんだという話しで今、できれば高校でちょっと整理をしていただきたいということで整理をしています。

確かに考えとしては、親が一生懸命仕送りしながら大学に通わせているというところの応援もしていいのかという気はしますが、そここのところは考え方の整理の問題でありますので、一般的には大体地元で高校があって、そこで一緒に生計している人達の負担を軽減するというのが我々住宅建てる目的でもありますので、また、大学については色々な形で我々教育なり色々な形で負担軽減というのはしていくことにはなるんだと思いますので、今回は建てた目的も含めてそういうところに少し特化をさせていただいていますので、定住していない方のところまで面倒をみるというのはいかがなものかなという気がしますので、万が一です住所をここに置いてあれするというのであれば、また一つ考えようとしてはありえることなのかなと思いますけども、原則としては多分大学に行った時点で東京なりその大学の方に住所を置くというのが一般的ですから、当然アパートも構えたり借家を借りて住むことになりますので、そういったことになりますのでそこは一線引かせていただくという形で今回条例制定をさせていただきましたので、そここのところは今日意見をいただきましたので、今後また条例提案まではまだ時間がありますので、その中でまた再考の余地があるのかどうかも含めて、ちょっと我々整理をさせていただきたいと思いますので、ただ、我々の考えとしては先ほど言ったような、あくまでもここに住所を置いて家族と一緒に住んでいる方のところに応援をしたいというのが考え方あります。そこは理解していただきたいなと思います。

○委員長（藤山大）

熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

当然、子どもは高校までは親の元に住所を置くのもありだとは思いますが、ただ、専門学校だとか大学行っちゃって親元から離れてそれぞれの住んでいる所に現住所を置くというのが普通。さまざまな手続き上の問題もこれは普通のことだと思うんです。

そうは言ってみても親方は現実に福島に在住しながら援助をしていく。いわゆる103万から106万かはわかりませんが、壁の問題もいわゆる今の子ども達というのは大学行ってから専門学校行ってからでも相当やっぱりアルバイトしながらで生計を立てながら両立しようという状況がありますよね。

そうであってもそれは日常の生活の話であって、実際に教育費に掛かっていくいわゆる授業料だったり様々な諸費用については親の負担が現実にあるわけですから、私が言っているのは、この高卒のところでズバッと切っちゃうという意味じゃなくて、多少そここのところのその状況に合わせながら時間的なラグがあってもいいのではないかなという風な思いも検討するというのであれば、その辺も含めて検討していただきたいなと思います。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

考え方の問題でありますので、我々はこれまでも相当町の予算をいただいて、まずゼロ歳から相当その高校出るまでも他の町から比べると公費を掛けて応援をしていますので、そのところを少し欠けてもですね、冷たいということにはならないんだと思いますけど、ただ、考え方としてはもう無い事ではないのかなと。当然やはり、大学が一番たぶん学校の中では一番掛かるんだと思いますし、せめて、例えば住所をきちっと置いていただいて大学に行かれるのであれば考え方はあるのかなと。まったく住所を移してしまうと、やはり町民としてもどうなのかなというのがあるんだと思いますので、そこはちょっと今日ご意見いただきましたので、また、これから提案に向けての時間が少しいただけますので、そういったなかで再考する余地があるのかどうかも含めて、現状では今このまま行きたいというのが現状でありますので、よろしくお願いします。

○委員長（藤山大）

ほかに。

木村委員。

○委員（木村隆）

新栄町の子育て住宅の3LDKが4万5千円で、4LDKの方が4万8千円で、今回の戸建てが5万5千円ということで、決して払っていけない金額でもないかなという風な気はします。

もちろんこういう田舎の若い人の所得というのがなかなか上がっていかない現状ありますけども、一方で、例えば保育料だったり無料ずっとやってきています。国、町長先行でやって国があとから制度化してきましたけども、そうしますとやっぱり自分も子育てしてますけども、その子育ての保育料の分というのが貯蓄に回ったりするわけですね。そういう貯蓄っていつのために貯蓄していくかということ、子どもが今熊野さん言った専門学校に行ったり高校函館に行ったり大学に行ったりの時のために学資保険だったり何だか貯蓄していくわけですよ。

だから、まずはこれでやってみて、令和10年までに3戸建てた段階でどれぐらいニーズにあっているのかどうなのか、本当であれば毎年3戸くらい建てた方が様子見るの早いんだと思うんですけども、この間の委員会で財源云々の話しされてましたので、その辺は政策的なことなのであれですけども、これでいくしかないんだろうなというしか言いようがございませんでした。

○委員長（藤山大）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

今、今年まず1棟建てさせていただきましたので、今年の状況も少し自分としては見て見たい。需要がどのくらいあるのかというのがありますし、我々としてはやはり公営住宅に今まで住んでいた方々が、やはり最近では平屋をつくってからはだいぶ環境も良くなったといえますか、やっぱり3階建てとかに住んでいるお母さん方はやっぱり下の所に高齢者が住んでいて2階・3階に住む。そうするとやっぱり生活雑音と言いますかそういったのをかなり苦にしながら子育てをしているんだよという声もちょっと私ども聞きながら、それではもう少しのびのびと子育てをしていただく環境がつかれないかということで今回このような、なかなか戸建てのやつを建てるとするのは少ないと思うんですけども今回やらせていただきました。

それで、当初は毎年一年ごと建てていこうという当初の目的はですね、ただ、今、新栄町の方にも定住促進住宅を建てさせていただいてますので、そういったなかでここ何年間大型事業が続きましたので、少し財源調整の関係も含めて隔年でということにさせていただきましたので、これは令和6年度の決算状況を見ながらまた来年の予算を踏まえながら毎年総合計画ローリングをさせていただいてますので、そのなかで少しまた柔軟性を持った考え方でやっていきたいとは思いますが、まずはとりあえず一年おきに建てていく方向で調整をしていきたいと思っていますので、また、状況によっては前から喋っている起債償還額のピーク時を過ぎた段階になると、建設事業なり全体的な事業がちょっと隙間ができるようであれば少し前倒しするというのもありだとは思っていますので、その辺はこうだという決め方ではなくて現状としてはこうですけども、その時々状況に応じて我々としては柔軟に判断しながら議会の方をお願いする形をとっていききたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（藤山大）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時57分）

（再開 11時57分）

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ちょっと熊野委員の部分とだぶる話しですけども、今の大学生の関係ですよ。

私もどちらかというと教育委員会も含めて今はこの時代状況ですから、できるだけ大学にという方向性にあるんだと思う。総体的に福島町の町の中での比率ということになると相当低い比率にはなるんですけども、そういったまた大学を目指して対応するということも大事にしていかなきゃないんじゃないかなと思うんですよ。

それで、まずこの定住促進住宅の関連でそういう規定があるのかどうなのか。高校生までで基本的に住民票をここに置くというそういう縛りがあるのかどうなのか。その確認をしたいと思います。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

底地整備した中でのそういう縛りはございませんので、この対象だとか入居の要件は町の方で整理できる内容になっています。

○委員長（藤山大）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

そうであれば、今の時代のすう勢含めて考えた場合に、特にこの学費の助成含めて教育委員会の方でもそれなりの対応を徐々にそういう方向性で今の状況にあるんだという風に思うので、私も出来れば大学生も本当にこれは高校までと大学ということになると、親の負担というのは全然違って来るわけですよ。それを越えて頑張って対応するという背景を考えれば、私は大学生についても配慮してやるべきだろうなと。そんなに人数が増えるわけでもないんだと思いますので、逆にですね、そういった対応は行政の方でしてあげるべきだろうという風に、その部分だけ大学に入った途端に出てくださいみたいなそういう発想は私はどうなのかなという風に思うんですけどね。どうですか、もう一回だけ。

町長の方は今この後の検討の余地があるということなので、その部分でもう一度検討していただくぐらいの話は。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

熊野委員、議長含めて大学で負担が掛かるというのは承知しておりますが、やはり先ほど町長も答弁しましたけども、定住という視点もありますので住所を置いていただきたいというのがありますので、それで高校という線引きをしております。そういった趣旨、町の考え方ということですので、できればご理解いただければと考えております。

○委員長（藤山大）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

なかなか理解でということにならないので、最初の熊野委員に対する答弁の部分で町長はもう少し検討するという余地があれば検討をお願いしたいと思います。これはここでいいですんで、あとは事務局の方に条例と規定を見たんですけども、これは相変わらずで同じような文言を、タイトルで福島町定住促進住宅管理の条例だということを言っているわけですから、中身の中で文言を繰り返し対応する部分と、それ

が一点と、それからそのいわゆる入居者・同居者含めた部分の暴力団の関係の部分は何度か繰り返しの状況になっているので、これは提案に向けて全体的にその辺の整理をすることをお願いをして終わります。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

ご指摘ありがとうございます。

まず9ページの規則の案ですけども、ここ定住促進住宅「管理」が抜けておりますので、そちらは実際提案に向けては整理させていただきたいと思います。

暴力団の関係は、公営住宅の入居の関係の法令を参考につくっておりますので、そこから逸脱はしていない作りにはなっているんですけども、整理できるかどうか、検討と言いますか考えてみたいと思います。

○委員長（藤山大）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

同じであればなおですね、そういう重複した部分がこんなに繰り返すする必要もないだろうし、タイトルそのものの定住促進住宅という文言も、これはそういう名前の条例なわけですから、そこを何度も、特に規則の方になるとしつこいぐらいで同じことが出てくるので、それを省略しても十分意味が通じる内容だという風に思いますので、提案に向けて検討していただきたいと思います。

○委員長（藤山大）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

ご指摘ありがとうございます。

ちょっとその辺確認させていただきたいと思います。

○委員長（藤山大）

ほかに。

委員外議員の方で何かありますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

以上で、調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

それでは、調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時05分）

（再開 12時08分）

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩中の「論点・争点の整理」を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を行いました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定についての本委員会の意見の取りまとめを行います。
暫時休憩いたします。

(休憩 12時09分)

(再開 12時17分)

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩中の「論点・争点の整理」を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を行いました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ご異議なしと認め、調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、（2）の「報告事項について」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 12時18分)

(再開 12時26分)

○委員長（藤山大）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3のその他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（藤山大）

ないようですので、以上で、本日の案件の調査はすべて終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(閉会 12時26分)

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長 藤 山 大